

# 定 款

AIAI グループ株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、AIAI グループ株式会社と称し、英文ではAIAI Group Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること。

- (1) 託児所・保育所の経営
- (2) 労働者派遣事業
- (3) 有料職業紹介事業
- (4) インターネットを利用した情報提供サービス業、通信販売業、情報提供の仲介業
- (5) 介護保険法による指定居宅介護支援事業
- (6) 介護保険法による次の居宅サービス事業
- (7) 訪問介護
- (8) 訪問入浴介護
- (9) 訪問看護
- (10) 訪問リハビリテーション
- (11) 居宅治療管理指導
- (12) 通所介護
- (13) 通所リハビリテーション
- (14) 短期入所生活介護
- (15) 短期入所療養介護
- (16) 特定施設入所者生活介護
- (17) 福祉用具貸与
- (18) 居宅介護福祉用具の販売
- (19) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (20) 介護保険法に基づく施設サービス事業
- (21) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (22) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (23) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (24) 居宅介護住宅改修の事業
- (25) 在宅配食サービス
- (26) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (27) 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
- (28) 児童福祉法に基づく障害児童通所支援事業
- (29) 店舗の建築、改装、内装並びに設計施工
- (30) 住宅の建築、改装、内装並びに設計施工
- (31) 建築・土木工事の企画、設計、施工及び監理
- (32) 建築資材の製造、輸入並びに販売
- (33) 不動産の売買、賃貸並びにその仲介
- (34) コンピュータ、情報処理機器並びにこれらに関するソフトウェアの開発及び販売、設計、運用の受託及びコンサルティング
- (35) インターネットを利用した情報提供サービス業、通信販売業、情報提供の仲介業
- (36) 保育施設、介護施設、及びその他の福祉施設の職員育成のための研修及び養成に関する事業

- (37) 人事・庶務・総務・法務に関する事務の代行、並びにそれらに関するコンサルティング
  - (38) 福祉施設開設及び運営に係るコンサルティング
  - (39) 福祉施設に係る不動産の賃貸及び管理
  - (40) 事務処理及びその他の業務処理請負
  - (41) 出版物の企画、発行及び販売
  - (42) 前各号に関するコンサルティング
  - (43) 前各号に附帯関連する一切の事業及びサービスの提供
2. コンピュータ並びに関連機器の賃貸及び導入指導
  3. 商標権、意匠権等の知的財産の取得、保有、運用、管理業務
  4. 関係会社に対する経営指導のための企業管理、経営支援
  5. 子会社に対する貸付、保証及び投資
  6. 事務処理及びその他各種産業上の事務処理請負
  7. 人事管理、労務管理及び社会保険業務に関する業務請負
  8. 出版物の企画、発行及び販売
  9. 広告代理店業及び総合リース業
  10. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
  11. 不動産の売買、賃貸及び管理業
  12. 前各項に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都墨田区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、800万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第7条 株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を行使することができない

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取

扱い、手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 株主総会の議長は、取締役社長が行う。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。

### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は10名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は4名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる

(取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名をする。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第31条 当社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- ② 当社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

(配当金等の除斥期間)

第42条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の配当金には利息をつけない。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第6回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 第6回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。

(制定改訂履歴)

1. 平成27年(2015年)11月25日制定
2. 平成28年(2016年)6月30日改訂
3. 平成29年(2017年)3月30日改訂
4. 平成29年(2017年)8月14日改訂
5. 令和元年(2019年)9月7日改訂
6. 令和3年(2021年)3月26日改訂
7. 令和3年(2021年)11月18日改訂
8. 令和4年(2022年)1月1日改訂
9. 令和4年(2022年)6月23日改訂
10. 令和5年(2023年)3月1日改訂